令和８年度 大阪府安全なまちづくり推進会議活動計画

１　目標

○　府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」の確立

２　取組重点

○　子供や女性を狙った犯罪の被害防止
○　特殊詐欺の被害防止
○　自動車を狙った犯罪の被害防止

３　活動の基本方針

府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するためには府民の自主防犯意識の高揚や自主防犯行動の促進が必要不可欠であることから、より一層、構成員間の連携や協力関係を強化した上で、次の基本方針に則った活動を推進する。

⑴　子供や女性の安全を守るための諸対策の推進

犯罪被害防止に向けた広報啓発活動、防犯器具の普及促進等に取り組むとともに、地域住民等による持続可能な防犯ボランティア活動の活性化や日常生活を通じた「ながら見守り活動」の普及を図る。

また、次代を担う少年の健全育成を図るため、学校・教育委員会・自治体・地域住民による社会を挙げた取組により、健全育成を阻害する有害環境の浄化を図る。

⑵　特殊詐欺の被害防止に向けた諸対策の推進

幅広い世代の被害防止を図るため、広報啓発をはじめ、改正された大阪府安全なまちづくり条例の実効性の確保に向けた取組を推進するとともに、国際電話の利用休止申込みの促進、防犯機能付電話機等の普及及び警察庁推奨アプリの利用勧奨等、犯人からの電話を直接受けないための対策を推進する。併せて、企業等が主体となって従業員等への啓発活動を支援する取組（「従業員を詐欺から守ろう」運動）を広く周知して浸透させる。

また、若い世代に対する犯行への加担防止対策に加え、サイバー空間をはじめ、多種多様な媒体を活用して、効果的な広報啓発を推進し、社会全体における特殊詐欺被害防止対策の一層の浸透を図る。

⑶　犯罪の起きにくい防犯環境整備の促進

公共空間、特に通学路、公園、駐車場等の安全を確保するため、防犯カメラの設置拡充を推進するほか、住宅に対する防犯対策の強化を図るなど、犯罪の起きにくい防犯環境の整備を促進し、その取組を周知することにより安心感の醸成を図る。